

令和8年度 市・県民税の税制改正についてのお知らせ

1. 給与所得控除の見直し

令和8年度（令和7年分）の市・県民税から、給与所得控除額について、最低保障額が10万円引き上げられ、65万円（改正前：55万円）となります。

これに伴い、給与収入が190万円以下の場合は、給与収入から65万円を差し引いた金額が給与所得となります。（給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額は変更ありません。）

給与の収入金額	改正後の 給与所得控除額	改正前の 給与所得控除額
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下	65万円	収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下	65万円	収入金額×30%+8万円
190万円超 360万円以下	改正なし	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	改正なし	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	改正なし	収入金額×10%+110万円
850万円超	改正なし	195万円

2. 所得要件等の見直し

各種扶養控除等に関する所得要件額が10万円引き上げられます。

所得要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者の前年の合計所得金額	58万円	48万円
扶養親族の前年の合計所得金額	58万円	48万円
配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下
雑損控除の適用を認められる親族にかかる前年の総所得金額等	58万円	48万円
ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等	58万円	48万円
勤労学生の前年の合計所得金額	85万円	75万円
家内労働者等の特例の必要経費に算入する金額の最低保障額	65万円	55万円

<例>配偶者や扶養親族の令和7年中の収入が給与のみの場合の早見表

令和7年中の 所得・収入金額	配偶者控除や扶養控除 (※1)	本人の 個人市民税・県民税
給与所得 38 万円以下 (給与収入 103 万円以下)	対象になる	課税されない
給与所得 38 万円超 58 万円以下 (給与収入 103 万円超 123 万円以下)	対象になる	課税される
給与所得 58 万円超 (給与収入 123 万円超)	対象にならない (※2)	課税される

(※1) 配偶者控除については、扶養している方の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は適用を受けることができません。また、扶養控除については、16 歳未満の扶養親族の控除額は 0 円です。

(※2) 給与所得が 58 万円超 133 万円以下の配偶者については、配偶者特別控除の対象となりますが、これはあくまで所得控除を認めるものであり、扶養人数には含まれませんので、ご注意ください。

3. 特定親族特別控除の創設

納税義務者が特定親族を有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の前年の合計所得金額に応じて最高 45 万円を控除する特定親族特別控除が創設されます。これはあくまで所得控除を認めるものであり、扶養人数には含まれませんので、ご注意ください。

特定扶養親族とは、次のいずれにも該当する方をいいます。

- ・納税義務者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族
(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。)
- ・前年の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下

<特定親族特別控除額>

特定親族の前年の合計所得金額	特定親族特別控除額
58 万円超 95 万円以下	45 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円
123 万円超	0 円

※合計所得金額が 58 万円以下の場合には、特定扶養親族となり、控除額は 45 万円です。